

# 「中尊寺供養願文」 顕家本の周辺

柳 原 敏 昭<sup>※</sup>

## はじめに

周知のように平泉中尊寺には、2本の供養願文（以下、願文）が伝存している。いわゆる輔方本と顕家本である。

輔方本は、鎌倉時代末期の嘉暦4年（1329）8月25日に、鎌倉在住の藤原輔方が、願文写をたずさえて来訪した中尊寺の信濃阿闍梨の依頼によって、正本の筆跡を藤原朝隆のそれであると認定し、奥書と端書を付したものである。顕家本は、南北朝時代初期に鎮守府大將軍であった北畠顕家が、（おそらく輔方本を）筆写して跋文を付したものである<sup>1)</sup>。

古来、中尊寺あるいは社会一般においては顕家本が輔方本よりも重視されてきた。たとえば、第五代仙台藩主伊達吉村の主導によって行われ、宝永3年（1706）9月に終了した中尊寺文書（経蔵文書・金色堂文書）の修復では、その結果を示す目録（経蔵分）の筆頭に顕家本、次いで輔方本があげられている<sup>2)</sup>。近代に入っても、東京大学史料編纂所による影写本の作成は、顕家本が1891年（明治24）、輔方本が1915年（大正14）と、前者の方が先んじていた。また、戦前の国宝指定（1915年）、戦後の国重要文化財指定（1954年）は2本同時であるが、いずれも顕家本が主体で、輔方本はその関連文化財のような位置づけとなっている。現在も中尊寺讚衡蔵において展示されているのは、顕家本のレプリカである。顕家本跋文にあるように、同本が「正文に擬」されてきたのである。

しかし、研究面からすれば、顕家本の祖本ともいえる輔方本の方が重要であることは疑いなく、願文の成立過程をめぐって活況を呈する近年の議論も、もっぱら輔方本をめぐりものとなっている<sup>3)</sup>。

このように研究面では影が薄くなりつつあるように見受けられる顕家本であるが、南北朝時代の中尊寺研究、陸奥国府研究にとって重要な素材であることにはかわりがない。そこで小稿では、顕家本が作成された時期、および中尊寺—陸奥国府の交渉とそれが後世に与えた影響について考察を加えてみたい。

※ 東北大学大学院文学研究科教授

1) 石井一良「中尊寺建立の過程にあらわれた奥州藤原氏の信仰と政治」（『平泉町史』第3巻総説・論説編、平泉町、1988年。初出1964年）、齋木一馬「中尊寺供養願文の輔方本と顕家本との関係について」同上。初出1975年）。なお、輔方本という名称は、願文部分を輔方が記したような誤解を生じかねず、適切とはいいがたい。しかし小稿では、通例により輔方本という名称を用いる。なお、『日本名跡叢刊 平安 藤原朝隆 中尊寺建立供養願文（模本） 南北朝 北畠顕家 中尊寺供養願文（模本）』（名児耶明解説。二玄社、1978年）に、詳細な解説とともに顕家本・輔方本双方の大判の写真が掲載されている。供養願文の研究史については、川島茂裕「中尊寺供養願

文と毛越寺の研究」『富士大学紀要』30-2~32-2、1997、1998、2000年）参照。

2) 「中村成義外三名奉行連署添状」中尊寺文書（『平泉町史』史料編1-315）

3) 目時和哉「伝『中尊寺落慶供養願文』再考」（『六軒丁中世史研究』12、2007年）、入間田宣夫「鎌倉期における中尊寺伽藍の破壊・顛倒・修復記録について」（同『平泉の政治と仏教』高志書院、2013年。初出2005年）、同「中尊寺供養願文の偽作説について」（同右。初出同年）、五味文彦「『中尊寺供養願文』の成立」（『放送大学日本史学論叢』1、2014年）。

# 1 顕家本の作成時期

北畠顕家は、後醍醐第八皇子義良を奉じ、後見たる父親房と共に元弘3年(1333)冬、国守として陸奥国に着任した。彼らが築いた政治機構＝陸奥国府(陸奥将軍府)が、奥州小幕府といわれるような整備された組織と強大な権限を有していたことは、これまでの研究で明らかにされてきた通りである<sup>4)</sup>。

顕家は、建武3年＝延元元年(1336)1月に後醍醐の命により、陸奥の軍勢を率いて西上し、足利尊氏を鎮西に逐う。その功績もあって、同年2月に鎮守府大将軍に任じられた<sup>5)</sup>。そして3月、陸奥への帰還の途につき、4月16日に相模国片瀬で斯波家長軍と戦い(建武4年8月18日「斯波家長推挙状」<sup>6)</sup>)、5月24日には大勢を以て相馬氏の拠点小高城を攻めた。このことを書きとめた暦応2年(1339)3月20日「氏家道誠注進状案」<sup>7)</sup>には、「当国前国司顕家卿下向之刻」とある。この戦闘が、陸奥国府への帰還途中のものか、帰還後のものか判断がつかないが、顕家が5月末から6月初めにかけて国府に帰り着いたことは動かないであろう。しかし、留守中の奥州では、足利方の勢力が伸張しており、明るる延元2年(1337)1月8日、顕家らは拠点を伊達郡霊山に移さざるをえなくなる(「関城書裏書」、「元弘日記裏書」<sup>8)</sup>)。これより先、後醍醐は顕家に対して再度の西上を要求していた。8月11日、顕家はそれに応じて、軍勢を西に向ける(9月11日「参議某奉書写」<sup>9)</sup>)。しかし、延元3(1338)5月22日、高師直軍と交戦し、和泉国で戦死する。享年21であった。

顕家が願文を書写した時期については、跋文の署名の官途が「鎮守大将軍」となっているから鎮守府大将軍の就任以後であること、また書写が陸奥国府在住時以外には考えられないということから、顕家が一度目の西上から陸奥国府に帰還した延元元年(1336)5月末ないし6月初めから年末の間とされてきた<sup>10)</sup>。妥当な判断であろう。しかし、中尊寺と陸奥国府の交渉ということも考慮に入れば、もう少し時期を絞り込めるように思われる(以後、顕家の一度目の陸奥国府在住時期を第一在府期、二度目のそれを第二在府期とする)。

陸奥国府と中尊寺との交渉が初めて見えるのは、第一在府期の建武元年(1334)8月のことである。中尊寺衆徒が陸奥国府と鎌倉奉行所とに申状を捧げ、堂塔修理のための料所を賜りたい旨を要求したのである(「中尊寺衆徒申状案」<sup>11)</sup>)。この申状は、中尊寺の由緒および伽藍や所領の状況を詳細に記したもので、『吾妻鏡』文治5年(1189)9月17日条のいわゆる「寺塔已下注文」に比すべき重要史料とされている<sup>12)</sup>。

一方この申状は、前年の「京都・鎌倉兵乱」の祈誓、その年の津軽合戦の祈祷の忠を強調している。「京都・鎌倉兵乱」はもちろん、元弘3年(1333)5月の六波羅探題および鎌倉幕府の滅亡に到る戦乱を指す。中尊寺は、勝軍法を修し、侍従阿闍梨行算・伊勢房俊盛を京都に遣わし、「一見状」(足利高氏の証判であろう)を得たという。また、津軽合戦は、北条氏とその余党が津軽方面で起こした建武

4) 佐藤進一『南北朝の動乱』(中央公論社、1965年)、遠藤巖「建武政権下における陸奥国府に関する一考察」(豊田武教授還暦記念会編『日本古代・中世史の地方的展開』吉川弘文館、1973年)、同「南北朝内乱の中で」(小林清治・大石直正編『中世奥羽の世界』東京大学出版会、1978年)。

5) 「建武年間記」(『群書類従』雑部)

6) 相馬岡田文書(『南北朝遺文』東北編336)

7) 磐城相馬文書(『南北朝遺文』東北編446)

8) いずれも『群書類従』雑部。

9) 阿蘇文書(『南北朝遺文』東北編344)

10) 石井一良「奥州藤原氏の信仰と政治」(前掲)、齋木一馬「中尊寺供養願文の輔方本と顕家本との関係について」(前掲)、佐々木博康「中尊寺建立供養願文をめぐる人びと」(同『平泉関係文書の研究』国書刊行会、1987年)など。なお、中村孝也『北畠顕家卿』(建武御鴻業奉賛祭北畠顕家卿六百年祭全国奉賛会、1938年)は、延元元年10月15日に顕家が中尊寺供養願文を書写したとする。中尊寺の寺伝によるという。

11) 中尊寺文書(『平泉町史』史料編1—中世文書61)

12) 目時和哉「伝『中尊寺落慶供養願文』再考」(前掲)

政権への叛乱であり、第一在府期における顕家最大の軍事的試練であった。それに対して中尊寺は、「津軽之凶徒静謐」の「御祈祷」を繰り広げたという。こうした一連の祈祷や行動への対価として料所の設置を要求するこの文書は、軍忠状としての性格を有していたとも評価できよう。

それはさておき、この申状案は、ほとんど同文のものが2通中尊寺文書に伝来している。陸奥国府あてのものと、鎌倉御奉行所あてのものである。これについては、中尊寺衆徒は、陸奥国府と鎌倉將軍府の双方に申状を提出したが、かかる案件の管轄が鎌倉にあり、陸奥国府あてのものは返却されたと考えられている<sup>13)</sup>。陸奥国府によって中尊寺衆徒の要求はとりあげられなかったわけである。しかし、陸奥国府は中尊寺を無下に扱ったわけではない。同年9月6日付で「陸奥国宣」<sup>14)</sup>を発給し、中尊寺に対する濫妨停止を命じているからである。

さて、このやりとりの中で注目されるのは、建武元年(1334)8月「中尊寺衆徒申状案」の副進文書の筆頭に「一卷当寺供養願文案朝隆卿清書」があげられていることである。そして本文中には、「被立按察使中納言顕隆卿於勅使、被下相仁已講於唱道、<sup>(被)</sup>披朝隆卿清書願文、天治三年<sup>壬寅</sup>三月廿四日被遂供養」と、輔方本の端書に見られる情報が記されている。陸奥国府に供養願文輔方本(案文)がもたらされ、顕家がそれを目にした可能性が高いということになる。もう一点、この時の中尊寺一陸奥国府(顕家)の交渉で注目すべき点があるが、それは後述することとして、顕家が願文を书写した時期の絞り込みに移る。

次に掲げるのは中目家文書にのこる、延元元年(1336)9月2日付「陸奥国宣写」<sup>15)</sup>である。

【史料1】

(花押影)

陸奥国平泉中尊寺衆徒申、出羽国秋田郡岩野村・破岩上下村・雄友村・白山村・女法寺・千女寺・成福寺等事、依為別当管領之地、修造之間、任 綸旨、衆徒可知行之由申之、別当于今為当知行之地者、早可沙汰付下地於衆徒、次彼村々惣田数并年貢以下事、委細加検見、可被注進之旨、国宣候也、仍執達如件、

延元々年九月二日

鎮守軍監有実奉

小野寺肥後守殿

平賀四郎左衛門殿

中尊寺の衆徒が訴えてきた出羽国秋田郡の所領について、別当の当知行地なので衆徒に沙汰し付けるよう小野寺肥前守・平賀四郎左衛門尉に命じたものである。写である点、なぜこの史料が中目家のこのこされたのが不分明である点、出羽国に関連する唯一の顕家発給文書である点など、いくつかの疑問はある。

しかし、陸奥国宣として形式上、特に問題がないこと、鎮守府大將軍任官以降、陸奥国府の管轄に出羽が含まれたこと、この前後の国宣の奉者が「鎮守軍監有実」であること<sup>16)</sup>、列挙された村々に存在が明らかなものが含まれること、中尊寺領が出羽にあったことを示す史料が他にもあること<sup>17)</sup>、などから真性の文書の写として扱ってよいと考える。

もう一点、当該文書に関しては発給年次の問題がある。『平泉町史』史料編1(1985年)は「延元二年九月二日」と読むが、『秋田市史』8中世史料編(1996年)、『古川市史』7資料Ⅱ古代・中世・

13) 入間田宣夫「鎌倉期における中尊寺伽藍の破壊・顛倒・修復記録について」(前掲)

事業 平成30年度伊達市歴史文化講演会 北畠顕家と靈山 講演会資料 伊達市、2018年)参照。

14) 中尊寺文書(『平泉町史』史料編1—中世文書62)

17) 嘉暦2年3月 日「中尊寺衆徒等解文案」(中尊寺文書、

15) 『南北朝遺文』東北編246

『平泉町史』史料編1—中世文書57)

16) 岡野友彦「北畠顕家と奥州」(『北畠顕家誕生700年記念

近世1（2001年）、『横手市史』資料編古代・中世（横手市、2007年）、『南北朝遺文』東北編（東京堂出版、2008年）などは「延元々年九月二日」と読むのである。「二」と「々」は字体が紛らわしい上、写なので判断が難しいが、まず写真を確認したところ「延元々年」と見て間違いのないと思われる。しかも延元2年1月に陸奥国府はすでに霊山に移っており、8月11日に北畠顕家は西上の途についていた。そのようななか中尊寺の使者が愁訴に訪れるとは考えにくい。したがって、延元元年9月2日発給の文書と判断する<sup>18)</sup>。

ここから延元元年9月2日の直前に中尊寺衆徒が府中に参じ、陸奥国府に対して要請を行い、その際に、願文（輔方本力）を持参し、顕家に書写を依頼したという想定は十分に成り立つのではなからうか。とすれば、願文は延元元年の9月2日を中心とする時期に書写されたということになる。なお、この前後、顕家が確かに陸奥府中在住であったことは、同年8月6日付の南部政長あて文書で、「参府」せず糠部郡内を静謐にするよう命じていること（「北畠顕家御教書」<sup>19)</sup>）、同じく同年11月15日付の同人あての文書で「府中無殊子細」と記していることから明らかである（「陸奥国宣」<sup>20)</sup>）。ただし、「下国之後、日夜廻籌策外、無他候、心勞賢察可有」（延元2年1月5日「北畠顕家書状写」<sup>21)</sup>）と吐露しているように、顕家が置かれていた状況は苛酷なものであった。切迫した状況下での書写であったことは間違いなからう。

## 2 堀河勅願由緒の創出

ここで、建武元年（1336）8・9月の中尊寺衆徒と陸奥国府との交渉に話を戻す。関係する史料は次の二つである。

【史料2】建武元年8月 日「中尊寺衆徒等申状案」<sup>22)</sup>

陸奥国平泉関山中尊寺衆徒等謹言上

（中略）

右寺者、鳥羽皇帝之勅願、鎮護国家之道場、所以者何、堀河天皇御宇、長治二年二月十五日、出羽・陸奥両国大主藤原朝臣清衡造立最初院〈本尊釈迦・多宝並座〉、嘉承二年三月十五日、造立大長寿院〈本尊四丈阿弥陀、脇士九体丈六〉之処、奉 皇帝之勅定、天仁元年建立金堂三間四面、左右廊二十二間〈本尊釈迦三尊半丈六并小釈迦百体、同四天〉、三重塔婆三基〈本尊等在願文〉、二階鐘楼・経蔵〈紺紙玉髻（輔）金銀泥行交一切経一部、唐本一切経一部、本尊文殊像者、皇帝被下之〉、大門三字并皆金色堂一字〈一間四面、本尊弥陀〉、以降、願成就院〈薬師丈六〉、瑠璃光院〈本尊同前〉、常住院〈釈迦三尊〉、釈尊院〈本尊同前、皇帝御仏〉、成就院〈本尊同前〉、薬樹王院〈薬師并観音、三十三反〉（中略）令建立訖（下略）

【史料3】建武元年9月6日「陸奥国宣」<sup>23)</sup>

（花押）

平泉中尊寺者、陸奥・出羽両国之甲区、堀河・鳥羽二代之 勅願也、因茲数代之宰吏帰依年久、諸方之道俗渴仰日新、爰頃年武士及甲乙人等、寄緯於蝦夷梟賊追伐、或闖入墩門致狼藉、或押妨

18) 白根靖大氏、七海雅人氏よりご教示を賜った。記して謝意を表したい。

19) 南部光徹氏所蔵遠野南部家文書（『南北朝遺文』東北編244）

20) 南部光徹氏所蔵遠野南部家文書（『南北朝遺文』東北編

257）

21) 岩瀬文庫所蔵古文状（『南北朝遺文』東北編269）

22) 中尊寺文書（『平泉町史』史料編1—中世文書61）。引用文中の〈 〉内は割書。下線は引用者による。以下同。

23) 中尊寺文書（『平泉町史』史料編1—中世文書62）

寺領及驅使云々、太以濫吹也、慥可從停止、若有違犯之輩者、就注進交名、可被處嚴科之由、国宣所候也、仍執達如件、

建武元年九月六日

大蔵権少輔清高奉

まず史料2は、「中尊寺衆徒等申状」冒頭にある、中尊寺の由緒を述べた部分を掲げた。意味をとれば次のようになる。

中尊寺は、鳥羽天皇の勅願で、鎮護国家の道場である。その拠って来る理由は何か。堀河天皇の時代の長治2年2月15日、出羽・陸奥両国大主であった藤原朝臣清衡が最初院を建立し、嘉承2年3月15日に大長寿院を造立したところ、鳥羽皇帝の命令で、天仁元年に金堂三間四面、左右廊二十二間、三重塔婆三基、二階鐘楼・経蔵、大門三宇と皆金色堂一字を建立して以降、願成就院、瑠璃光院、常住院、釈尊院、成就院、薬樹王院等を建立した。(割書は省略)

この史料で皇帝と明記されているのは、1行目の「鳥羽皇帝」である。3行目および経蔵・釈尊院に付された割書中の皇帝も文意上、鳥羽を指すことは明らかである。経蔵の割注について補足すれば、正和2年(1313)極月吉日「中尊寺衆徒等訴状案」<sup>24)</sup>に、「前之陸奥守藤原朝臣清衡、奉送十万五千両沙金於宋朝帝院、凌万里之波濤、越数干山河、奉渡処、七千余卷之経也、依茲從鳥羽院為彼経主、是被下等身文珠・脇仕共奉安置処也」とあり、それに対応するので、やはりそこにあらわれる皇帝は鳥羽であるということになる。以上から史料2において、鳥羽勅願(勅定)による建立は二重下線部の諸堂宇(願文にいう鎮護国家伽藍一区+金色堂)であるという認識が示されているということになる。一方、長治2年(1105)2月15日建立の最初院、嘉承2年(1107)3月15日建立の大長寿院は、堀河天皇の在位中に建てられたという以上のことは記されておらず、同天皇の勅願であったとされてはいない。ちなみに堀河天皇の在位は、応徳3年(1086)11月26日～嘉承2年(1107)7月19日、鳥羽のそれは、嘉承2年(1107)7月19日～保安4年(1123)1月28日であり、二重下線部の諸堂宇が建立された天仁元年は西暦1107年(旧暦8月3日改元)で、鳥羽天皇即位後のことであるから矛盾はない。

ところが、史料3下線部には、中尊寺が「堀河・鳥羽二代之勅願」と明記されているのである。一体どういうことなのだろうか。

本来、供養願文に見える中尊寺伽藍は白河上皇の御願寺であった。それが、遅くとも13世紀末ころには、中尊寺において鳥羽天皇の御願(勅願)という所伝が成立し、以後継承されていった。このことについては、丸山仁氏の丹念な考察がある<sup>25)</sup>。さらに丸山氏は「堀河・鳥羽二代之勅願」という所伝についても言及している。関係する部分を引用しよう。

堀河天皇が鳥羽上皇と共に記載されるようになったのは、まず史料⑫に記載されているように、中尊寺における最初の建造物である最初院(=多宝寺)が造営された長治二年(一一〇五)の天皇が、堀河天皇であったことによるものであろう。さらに中尊寺がその創建当初から勅願寺として造営されたかのよう主張するためであったと考えられる。そして、陸奥国宣により(⑬)、それ以後、中尊寺では、中尊寺全体があたかも「堀河・鳥羽二代之勅願」であるように呼称されていくことになったのではなかろうか。

史料⑫が建武元年8月「中尊寺衆徒申状案」(前掲史料2)、⑬が同9月6日「陸奥国宣」(前掲史料3)を指している。丸山氏は前者について、中尊寺が堀河の名を出したのは、創建当初から勅願寺

24) 中尊寺文書(『平泉町史』史料編1—中世文書51)

佐々木邦世「解説」(『平泉町史』史料編一、平泉町、

25) 丸山仁「平泉藤原氏と鎮護国家大伽藍一区」(同『院政期の王家と御願寺』高志書院、2006年。初出2001年)。

1985年)も参照。

として造営されたように主張する意図があったためとするが、深読みに過ぎるのではなからうか。ではなぜ後者で「堀河・鳥羽二代之勅願」と記されてしまったのか。

考えられることは二つ。ひとつは、何らかの意図をもって陸奥国府が堀河の勅願を加えたということである。もうひとつは、単純な誤読である。

前者の可能性はどうであろうか。問題の焦点は、中尊寺を堀河勅願とすることに顕家や陸奥国府が何らかの意味を見出したかどうかである。手がかりとして、顕家父の親房が記した『神皇正統記』<sup>26)</sup>の堀河天皇に関する記述を見てみよう。歴史認識を父子で共有していたことが想定されるからである。

#### 【史料 4】

第七十三代、第四十世、堀河院、諱は善仁、白河第二の子、御母は中宮賢子、右大臣源顕房の女、関白師実の大臣の猶子也、丙寅のとし即位、丁卯に改元、此みかどの才ましくけり、ことに管弦・郢曲・舞樂のかたあきらかにまします、神樂の曲などは今の世まで地下につたへたるもこの御説なり、

天下を治給ふ事二十一年、二十九歳おましくき、

もし、顕家が堀河に特別な思いを持つとしたら、その母が源顕房の女であることであろうか。源顕房が顕家からみて十代前の先祖にあたるからである。とはいえ、そのことが衆徒の申状を読み替えるほどの強い動機になるとは考えられない。とすれば、もうひとつの可能性、史料 3 の誤読ということにならざるをえない。国宣の発給が中尊寺衆徒の申状に対応した措置であることは明らかであるから、中尊寺側が意図していないことを、陸奥国府が文書に記して交付してしまったのである。

9月6日付「陸奥国宣」を受け取った中尊寺は当惑したかもしれない。しかし、当時における陸奥国の最高権力者が記した新しい由緒を否定する必要性は感じなかったに違いない。むしろ、新しい由緒として前面に推し出していくことを考えたことであろう。

康永元年（1342）冬、戦死した北畠顕家にかわり陸奥に派遣された弟の顕信の勢力と足利方の奥州大将石堂義房の軍勢が栗原郡三迫で激突し、奥州における後者の優位が決定づけられた。その翌年七月、中尊寺で梵鐘が鑄造される。直接的には建武4年（1337）の火災からの一定の復興を記念するものであるが、石堂義房が大檀那に名を連ねているところから、奥州における足利方の覇権確立を祝する意味もあったと考えられる。その銘文には次のようにあった。

#### 【史料 5】中尊寺梵鐘銘<sup>27)</sup>

仰考平泉中尊寺草創歳序

長治二年春、藤原清衡忝賜堀河・鳥羽 勅紹靈場也（下略）

建武元年9月6日「陸奥国宣」の誤読を継承し、さらに長治2年（1105）の最初院建立から鳥羽天皇がかかわっていたような文言が鑄込まれている。願主は中尊寺の権律師頼榮であり、「堀河・鳥羽勅願」という言説が、今度は中尊寺の方から主張されたと考えられよう。

この後、天正20年（1593）2月25日「中尊寺経蔵別当職相伝世譜」<sup>28)</sup>、元禄9年（1696）5月22日「毛越寺・中尊寺・達谷旧跡書出控」<sup>29)</sup>に中尊寺が堀河・鳥羽の勅願であるという由緒が記される。それが正統な歴史認識となっていることが知られるのである。

26) 『群書類従』帝王部

27) 『平泉町史』史料編1—中世文書71

28) 中尊寺文書（『平泉町史』史料編1—中世文書118）

29) 中尊寺文書（『平泉町史』史料編1—中世文書263）

## おわりに

以上、近年、輔方本に比べて研究上、軽視されてきた憾みのある顕家本について若干の考察を行った。文書の遺存状況にもよるとはいえ、顕家時代の陸奥国府発給文書の宛所となった奥羽の寺社として知られるのは、中尊寺のみである<sup>30)</sup>。もはや昔日の輝きを失っていたとはいえ、やはり中尊寺を中心とする平泉諸寺は宗教的にも世俗的にもひとつの勢力であり、陸奥国府も一目を置かざるをえなかったのである。両者の関係の解明は、南北朝期奥羽史研究の課題の一つである。小稿では、その一端を示したに過ぎない。本格的考察を約してひとまず擱筆する。

### 関連年表

元弘3年(1333)

10.22 北畠顕家(16歳)、陸奥国守として陸奥国府へ赴任するため京都を出立。

建武1年(1334)

4~11 津軽方面で陸奥国府方と北条氏余党との合戦が繰り広げられる。

8 中尊寺衆徒、陸奥国府と鎌倉奉行所へ申状を提出する。その際、中尊寺供養願文案が副進される。

9.6 陸奥国宣により中尊寺に対する濫妨停止が命ぜられる。その際、中尊寺が堀河・鳥羽二代の勅願との文言が記される。

建武2年(1335)

11.12 顕家、鎮守府將軍に任じられる。

12 顕家、陸奥の軍勢を率いて西上の途につく。

延元1年(1336)〔北朝・建武3年〕

1 顕家、足利尊氏と合戦し、鎮西に逐う。

2 顕家、鎮守大將軍に任じられる。

5月末~6月初め 顕家、陸奥国へ帰還。

9.2 陸奥国府、中尊寺衆徒の訴えにより、出羽国秋田郡の所領の沙汰し付けを命じる。

★このころ、顕家が中尊寺供養願文を書写するか。

延元2年(1337)〔北朝・建武4年〕

1 顕家、拠点(を)靈山に移す。

8.11 顕家、再び西上の途につく。

11 顕家、鎌倉に攻め入る。

延元3年(1338)〔北朝・暦応1年〕

5.22 顕家(21歳)、和泉国で戦死。

康永1年(1342)〔南朝・興国3年〕

7 中尊寺梵鐘に堀河・鳥羽勅紹の靈場と記される。

---

30) 岡野友彦「北畠顕家と奥州」(前掲)所掲の「北畠顕家発

給文書一覽」による。